

平成23年3月28日

顧問先各位

戸田会計事務所
 所長 戸田裕陽

災害にあったときの税金面での配慮

所得税法の雑損控除または災害減免法による適用

東日本大震災から2週間以上経ちましたが、いついかなる処でも地震等の災害が起こり得る日本に住んでいる限り避けて通ることは困難なようです。不幸にして災害に直面したときに税金面で2つのうちどちらか有利な方法を選ぶことによって所得税の軽減を受けることができます。

◆所得税法上の雑損控除（14種類ある所得控除の一種）

- ① 損失の範囲：災害、盗難、横領。

災害の範囲：震災・風水害・冷害・雪害・落雷・害虫・爆発など人為による異常な災害等。

- ② 対象資産の範囲：生活に通常必要な資産（住宅、家具、衣類など）。

対象外資産：棚卸資産、事業用資産、別荘、30万円を超える貴金属・書画・骨董等。

- ③ 控除額の計算：下記の計算式でいずれか多い金額が雑損控除の対象になります。

イ（損害金額－保険金補填額）－ 所得金額の10分の1

・ 損害金額 = 被災直前の時価 - 被災直後の時価 + 災害関連支出額

（時価：被災資産の再取得価額から減価相当分を控除して計算します）

ロ 災害関連支出額－5万円

・ 災害関連支出額：取壊し費用、除去費用、障害物の除去費用、現状回復費用等。

- ④ その他：その年度で控除しきれない金額は、翌年以後3年間の繰越が可能です。

◆災害減免法

- ① 損失の範囲：災害に限られます。

災害の範囲：震災・風水害・冷害・雪害・落雷・害虫・爆発など人為による異常な災害等。

- ② 対象資産の範囲：住宅や家財で、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であること。

- ③ 所得税の軽減額

その年度の所得金額500万円以下の場合、**所得税額の全額が免除**。

その年度の所得金額が500万円超750万円以下の場合、所得税額の2分の1の軽減。

その年度の所得金額が750万円超1,000万円以下の場合、所得税額の4分の1の軽減。

- ④ その他：その年の所得金額が1,000万円以下の人に限りです。

◆申告期限の延長と納税猶予

- ① 申告、納付がその期限までに出来ない場合、災害等がやんだ日から2ヶ月以内の範囲で期限が延長されます。

- ② 財産に相当の損害を受けた場合で、2ヶ月以内に税務署長に申請することにより納税の猶予を受けることができます。